

自治体の取り組み 長崎県における

施工体制点検の強化の取り組み

の だ ひろし
長崎県土木部 理事 野田 浩

1. はじめに

平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適性化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という)を契機に、全国の発注機関はそれぞれ入札制度の改革に取り組んできた。長崎県においても、制限付き一般競争入札の適用拡大や、客観的評価指標による指名業者選定システムの構築など、公正公平で競争を促す仕組みづくりを積極的に進めてきた。

こうした入札制度の改革や、公共事業費の抑制等による建設産業の供給過剰構造を背景に、県発注工事の入札の競争性は向上していったが、一方で低価格の入札が増加し、工事の適正な施工や品質の確保、県内の中小クラスが大半となる下請企業へのしわよせ等の懸念も高まってきた。

このような状況に対処するため、本県では、大部分の工事に最低制限価格を設け、その価格を引き上げるとともに、低価格の契約工事については、外部委託による常駐の現場監督補助員を配置することとした。また、財団法人長崎県建設技術研究センター(NERC)に現場点検Gメンを組織し、発注工事現場の抜き打ち点検を実施することとしている。

ここでは、この現場点検Gメンを活用した施工体制点検の強化の取り組みについて紹介する。

2. 現場点検Gメンを活用した施工体制点検の強化について

(1) 経 緯

長崎県では、「適正化法」の施行を受けて平成13年度より「工事現場における施工体制点検要領」「一括下請負に関する点検要領」を定め点検を監督職員等により行っていたが、「県発注工事の適正化や元請・下請関係の適正化を図る」とことと「現場点検の実効性を高める体制や方法の確立を図る」ことを目指して、平成14年度に民間出身者と検査指導幹によるプロジェクトチームをつくり、施工体制緊急点検を約50現場で試行的に実施した。その経験をもとに、監督職員が行う通常の点検に加えて、平成15年度からはNERCに民間出身者(大手ゼネコン)を現場点検Gメンとして採用し、現場点検を委託することとした。

(2) 目 的

公共工事現場点検強化事業は、「公共工事の品質を確保し、不良不適格業者を排除し、企業の施工能力を高めること」を目指して、平成15年度から開始した。県職員で行う施工体制の点検の他に、民間出身の現場点検Gメンによる抜き打ち点検を行う目的は次のとおりである。

- ① 施工上の不適切な体制や手抜き工事、安全対策の不備等がないよう監視する。
- ② 大手ゼネコンが保有する施工管理技術を県内

中小建設業者に移転する

③ 現場に行く回数が減った県職員に対して、建設業者を指導することができるよう現場経験豊富な民間出身者のノウハウを伝授し、育成する。

(3) 点検方法

現場点検は、調査監（Gメン）、検査指導幹、工事担当課長、担当者がチームを編成して図 1 のように実施している。

現場点検では、施工体制点検時に行う施工体制台帳による施工体制の確認に加えて、品質管理状況、工程管理状況、安全管理状況、産廃処理状況等を受注業者が提出した施工計画書・施工体制台帳をもとに監理（主任）技術者に直接確認している。受注業者の中には法的手続き、品質管理、安全管理等で劣る業者もいるため、その指導も行っている。

点検にかかる時間は1.5～3時間程度を要する。施工管理を適切に行っていない現場や監理技

術者の資質が劣る現場は、場合によっては点検時間が4～6時間程度と長くなることもある。

(4) 点検対象工事

現場点検は、土木部・農林部・水産部の発注工事で請負金額2,000万円以上の工事を対象としている。この中から、工事金額が大きい工事（1億円以上）、落札率が低い工事（落札率90%以下）、前年度事故を起こした会社が施工中の工事、施工体制が疑わしい等の理由で地方機関等より点検の要望があった工事などを主に抽出している。

これらのうち、体制や費用の面から半数程度しか点検できない状況の中で、点検結果が工事成績に反映されることがあるため、選定の不公平感を生じさせないように、各部署の委員からなる公共工事現場点検強化事業推進委員会を設置し、十分審議して点検箇所を決定している。

(5) 点検内容

点検内容については、「監理技術者の常駐」「発注者との協議」「住民への説明」「官公庁への届

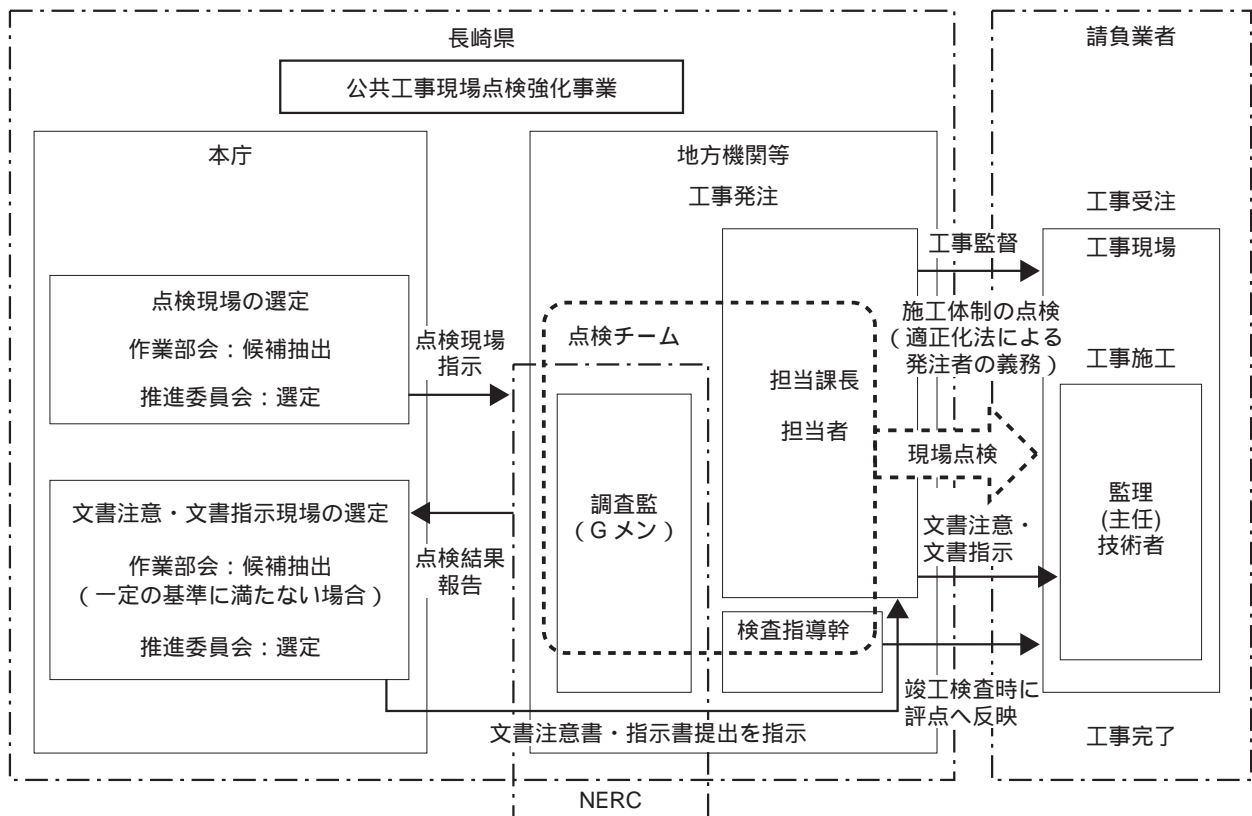


図 1 公共工事現場点検強化事業の概要

出」「近隣工事との調整」「施工計画」「工程管理」「出来形・品質管理」「完成検査」「下請調整等」「共同企業体の運営」「施工体制台帳・体系図」「工事カルテ」「建設業退職金制度」「安全衛生管理」「産業廃棄物」「環境対策」「掲示状況」「主任技術者の専任」の19項目について、関係書類の作成状況や現場での実際の取り組み状況を確認している（写真 1, 2）。

各調査項目については2～8種類のチェック項目があり、それぞれを4段階で評価している。また、現場条件によっては追加質問を行っている。

各項目の評価結果をもとに、現場ごとに全体を100ポイントとして算定し、70ポイント未満の工事現場については管理状況が不十分と判断して文書注意・文書指導を行い工事成績に反映している。文書注意・文書指導は、その現場がどの程度の法違反を犯しているかにより異なる。

(6) 点検結果

平成17年度は全部で321現場について点検を行

っており、各項目の達成状況は以下のとおりである。

図 2 は平成16～17年度における現場ごとの達成ポイントを表している。70ポイント未満の問題のある現場は平成17年度で32カ所、約10%であった。

図 3 は各項目に関する平成16～17年度の全現場の達成ポイントの平均値を示している。各項目のうち、全現場の平均値が80ポイント未満となった「官公庁への届出」「施工計画」「出来形・品質管理」「下請調整」「建設業退職金制度」「安全衛生管理」「産業廃棄物」「環境対策」等について、問題のある現場が多いといえる。

図 4 は、項目ごとの4段階評価の各段階に該当する個所数の割合を示している。「9割以上を満足（概ね問題がない）」に該当する個所数が20%を下回った項目は、「施工計画」「下請調整」「環境対策」「共同企業体の運営」であり、多くの現場で対応が不足している。



写真 1 関係書類の点検状況



写真 2 施工直後の構造物の点検状況

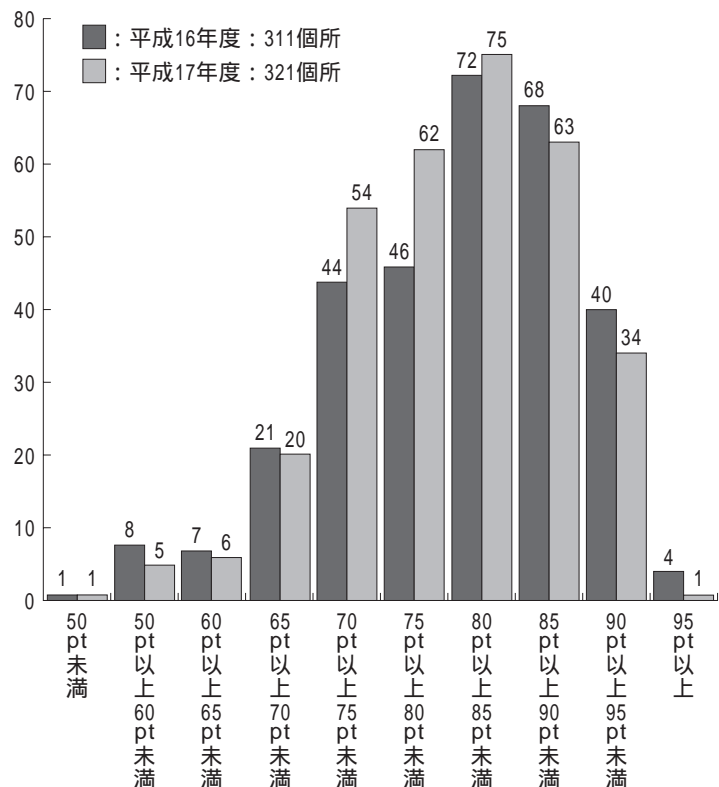


図 2 平成16～17年度の現場ごとの達成ポイントの分布

—— 上段：平成17年度
 - - - 下段：平成16年度

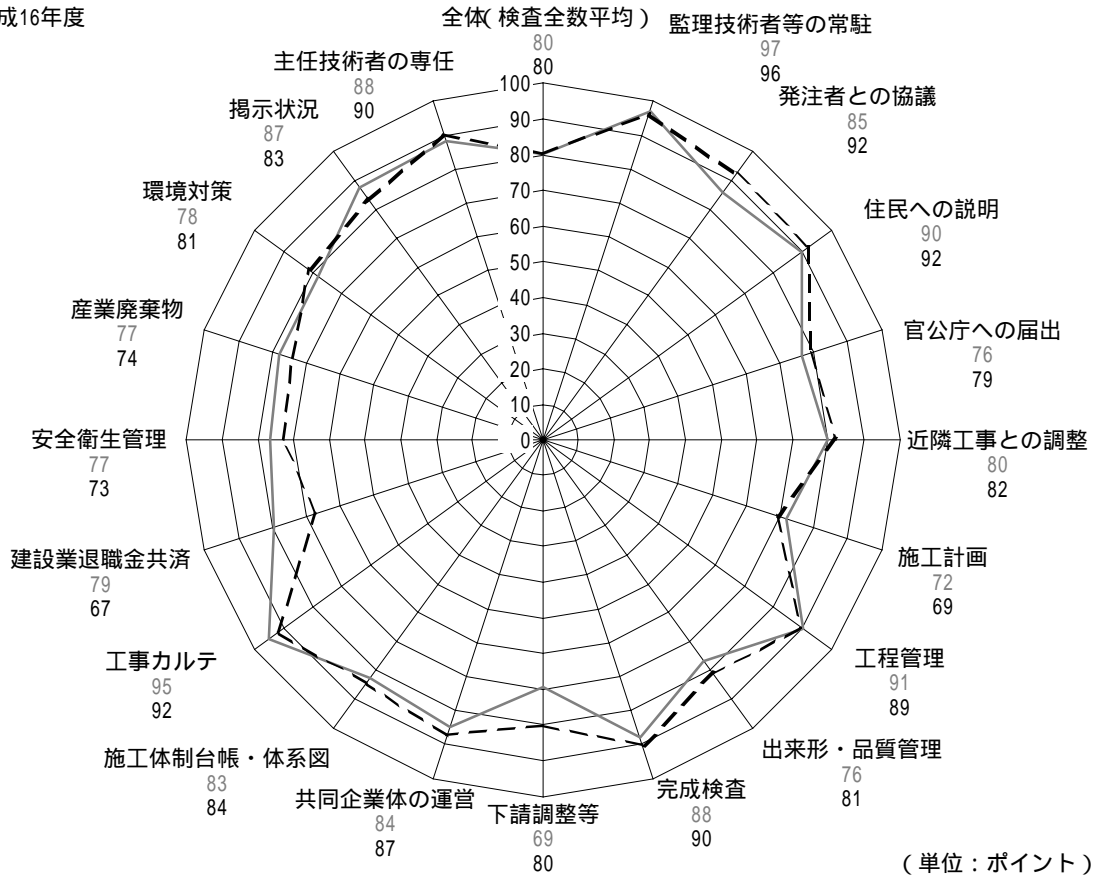


図 3 平成16年度・平成17年度の各調査項目の達成ポイントの平均値

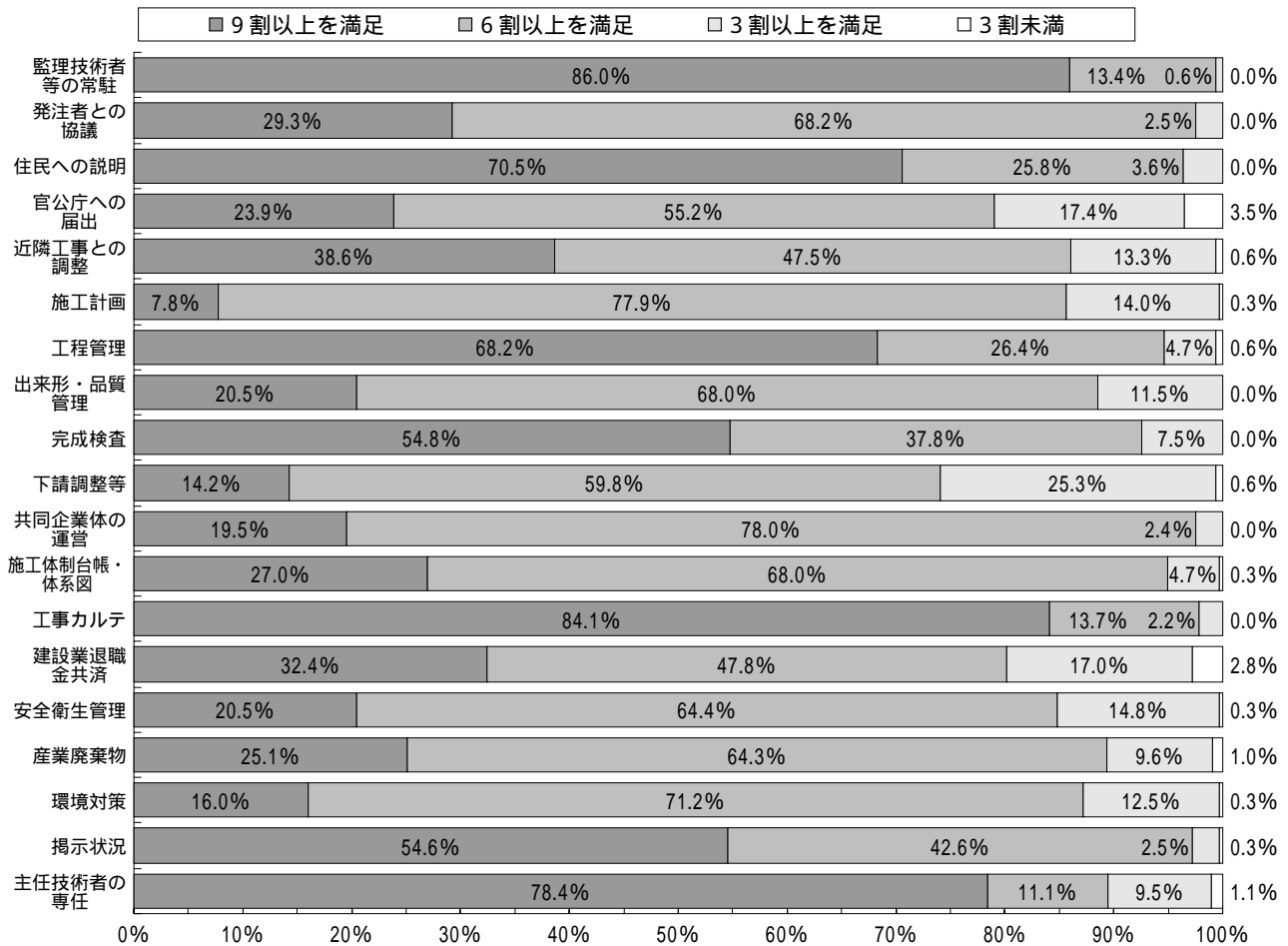


図 4 各調査項目の4段階評価に該当する個所数の割合(平成17年度)

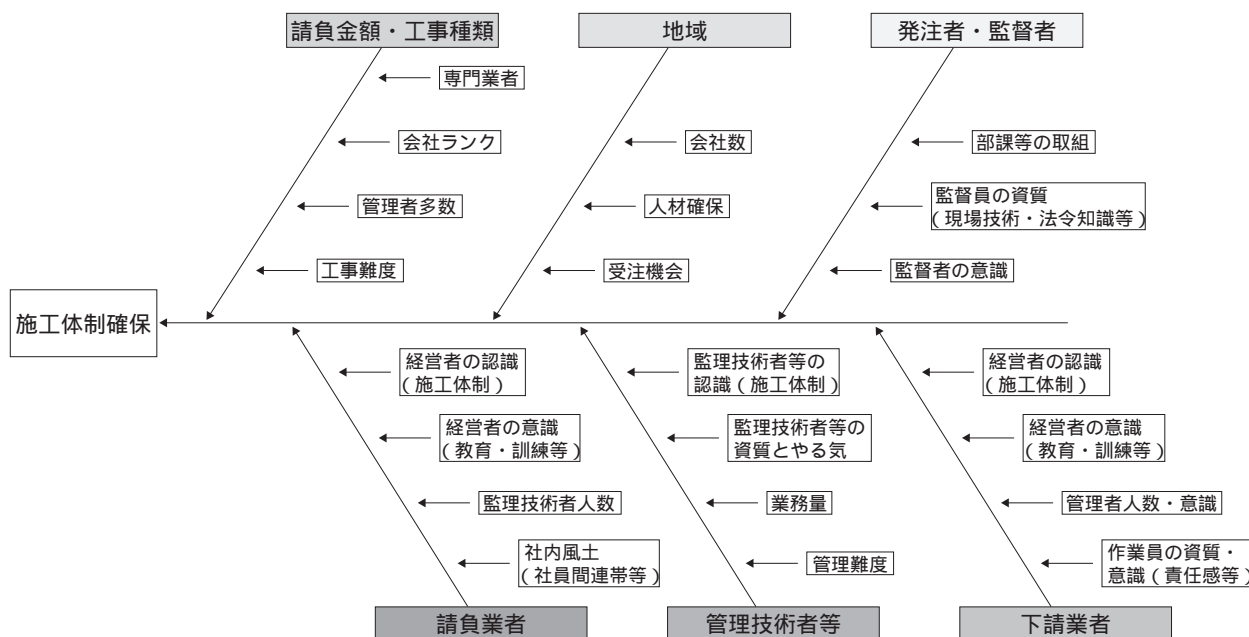


図 5 施工体制確保の特性要因図

(7) 施工体制確保の問題要因について

施工体制確保の問題点は、図 5 の特性要因図のように分析できる。

上記の特性要因図を踏まえ、問題解決には下記の対応が必要であると考える。

- ① 請負業者の経営者に施工体制の必要性を認識させ、従業員の教育・訓練および指導の実施、下請業者への指導、支援体制の構築（技術職員等の確保）を実施させる。
- ② 監理技術者、主任技術者等に施工体制の必要性の認識と確保方法（何を、いつ、どの程度等）の習得に努めさせ、技術、関連法令知識等の資質向上と下請業者への指示・指導の徹底と育成を図らせ、特に品質確保に留意させる。
- ③ 発注各機関等は、工事の難度等による請負業者の選別を明確に行うとともに、請負業者等の認識が十分ではない施工体制確保について、研修等の教育を通じて請負業者・監理技術者等の質・資質の向上を図り、優良企業を育成する必要がある。
- ④ 発注各機関の監督職員等は、施工体制確保の認識を高めるために自らの資質の向上に積極的に取り組み、請負業者および監理技術者等の指

示・指導の徹底を図る必要がある。

3. おわりに

公共工事の発注者は国民・県民の方々に「より良いものを適正な価格で」調達する責務があるが、品質の確保、安全性の確保などにはやはり一定のコストがかかる。低価格受注の増大により、これらがおろそかになり、「安かろう、悪かろう」の公共施設ができあがることは避けなければならない。また、建設業には優秀な技術者、技能者などが必要であるが、賃金の低下や就労環境の悪化による「良い技術」の喪失が懸念される。

本県土木部所管工事の平均落札率は、制度改革着手前に比べて6ポイントほど下がっているが、その大きな要因が低価格受注の増加であることから、問題が今後深刻化する可能性がある。

したがって、現場点検Gメンの活用を含めて工事の監督を適切に行うとともに、「技術と経営に優れた建設業者」を育成し、より能力の高い建設業者が優先して入札参加できるようにしていくことが、発注者として重要なことと考える。